

# 行田市地域福祉推進計画

## 【概要版】

### 第4期行田市地域福祉計画・ 第4期行田市地域福祉活動計画

令和7(2025)年度～令和11(2029)年度

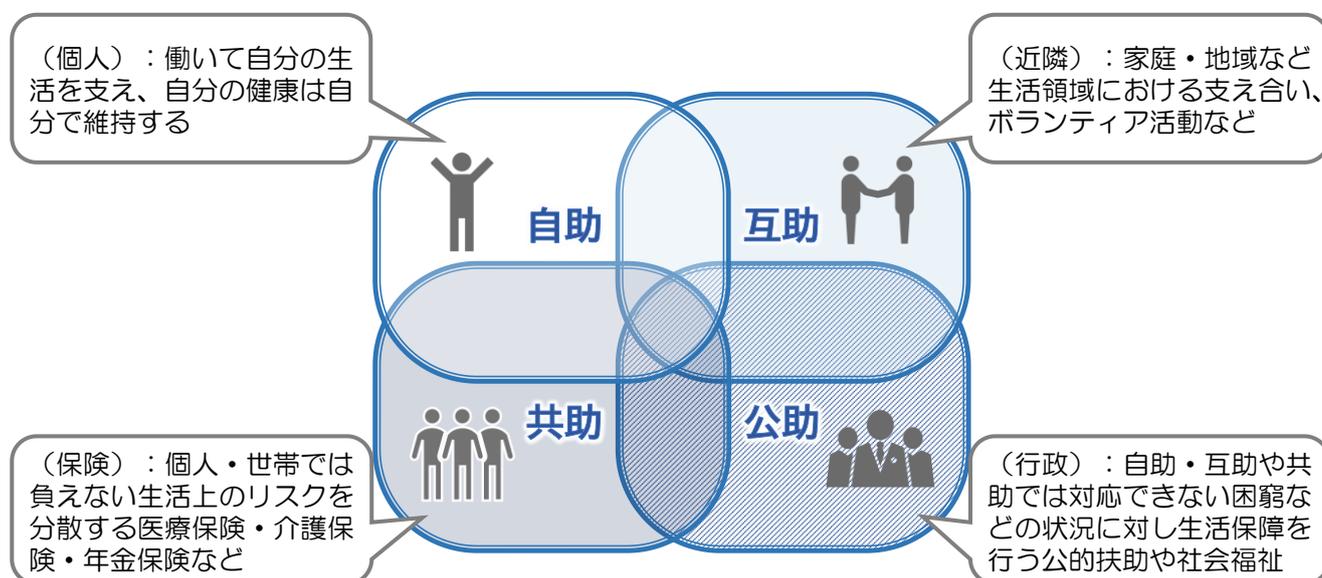
誰もがお互いに支えあい、  
自分らしく生き生きと暮らせる共生のまち 行田

令和7年3月

## 1 地域福祉とは

地域福祉とは、誰もが住み慣れた地域で、安心して、自分らしく生き生きと暮らせるように、地域住民、団体、事業者、行政など、地域に関わりのある主体が、地域で起こり得る様々な問題について、お互いを尊重し、協力し合いながら、解決に取り組み、地域をより良いものにしていこうとする考え方です。

地域福祉を進める上で重要となるのが、自助・互助・共助・公助による支え合いの考え方です。一人ひとりの努力(自助)、地域住民同士の支え合い(互助)、公的な制度(共助)や福祉サービスや支援(公助)の、それぞれの強みを生かしながら、互いに協力・連携し、重層的に支え合っていくことで、誰もが安心して暮らせる地域の実現を目指していきます。

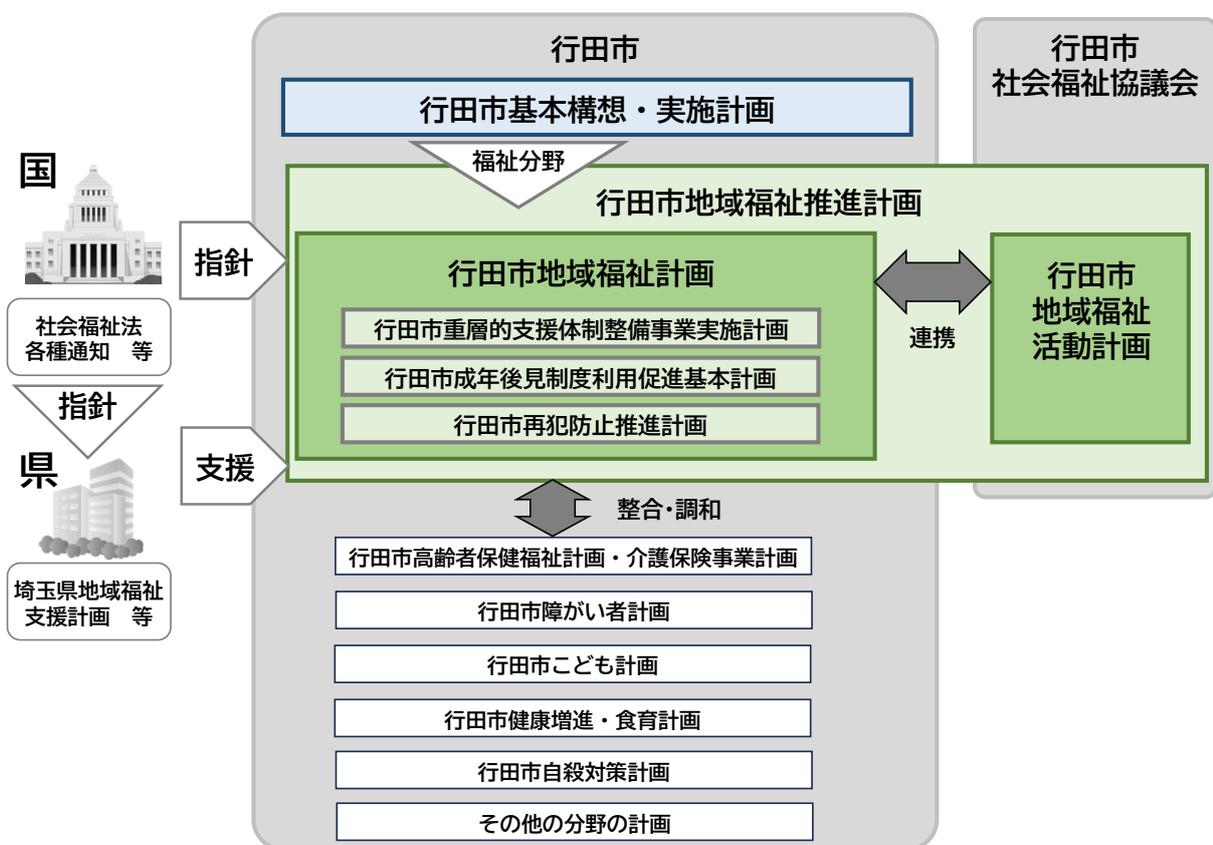


## 2 計画の位置づけ

行田市地域福祉計画は、社会福祉法第107条に規定された「市町村地域福祉計画」として位置づけられた行政計画であり、行田市地域福祉活動計画は、「社会福祉協議会」が主体となり、地域福祉を推進することを目的とした民間の活動・行動計画です。

「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」は、地域福祉の推進という同じ目的に向けて策定する計画であるため、本市では地域福祉の一層の向上を目指し、両計画を一体的に策定しています。

本計画は、市政運営の総合指針である「行田市基本構想・実施計画」の下、市の福祉分野における各計画の上位計画として、高齢者福祉、障がい者福祉、子育て支援など、様々な福祉分野における行政計画との連携・整合を図ります。



本計画は、重層的支援体制整備事業実施計画、成年後見制度利用促進基本計画、再犯防止推進計画を包含し、一体的な計画として策定

### 【重層的支援体制整備事業実施計画】

複雑化・複合化する地域住民の課題に対応する目的で、包括的な支援体制を構築するための計画

### 【成年後見制度利用促進基本計画】

判断能力が十分でない方に対して、財産の保護や契約の支援などにより、地域で誰もが自分らしく暮らし続けるためのシステムの整備を進める計画

### 【再犯防止推進計画】

出所時に住居や就労先がない人や生活が不安定な人、福祉的支援が必要な人が、孤立せず、社会復帰するための支援を進める計画

### 3 地域福祉に関わる行田市の課題

市の統計、第3期計画の進行状況評価結果、地域福祉・地域福祉活動に関するアンケート調査（市民、民生委員・児童委員、事業者）、ささえあいミーティングでの話し合い、関係団体へのヒアリングの結果から、本計画策定に向けた課題をまとめると、大きく3つに分けられます。

- ① 地域の住民が孤立せず、支え合い暮らすために、地域のつながりを強めるまちづくりが求められています
- ② 様々な福祉ニーズの増加に対応し、支援を必要とする方が必要な支援を受けられるためのまちづくりが求められています
- ③ 人権意識の醸成や災害対策、地域の活性化、人にやさしい環境づくりに取り組むなど、安心して暮らせるまちづくりが求められています

### 4 計画の基本的な考え方

#### 基本理念

誰もが地域で、より安心して暮らしていくためには、制度としての福祉サービスが利用できるだけでなく、誰もが支える立場になったり、支えられる立場になったりできる、豊かな支え合いの関係づくりや地域づくりが重要です。

このため本市では、第3期計画において、「誰もがお互いに支えあい、自分らしく生き生きと暮らせる共生のまち 行田」を基本理念として、地域福祉を推進してきました。

本計画においても、第3期計画の基本理念を踏襲し、地域福祉を推進していきます。

誰もがお互いに支えあい、  
自分らしく生き生きと暮らせる共生のまち 行田

#### 基本目標

##### 基本目標1 地域のつながりを大切にする支えあいのまち

身近な地域で人がつながり、互いに支え合える関係のあるまちを目指します。また、様々な立場の人や組織が連携・協力し、困ったときにはともに考え、助け合えるまちを目指します。

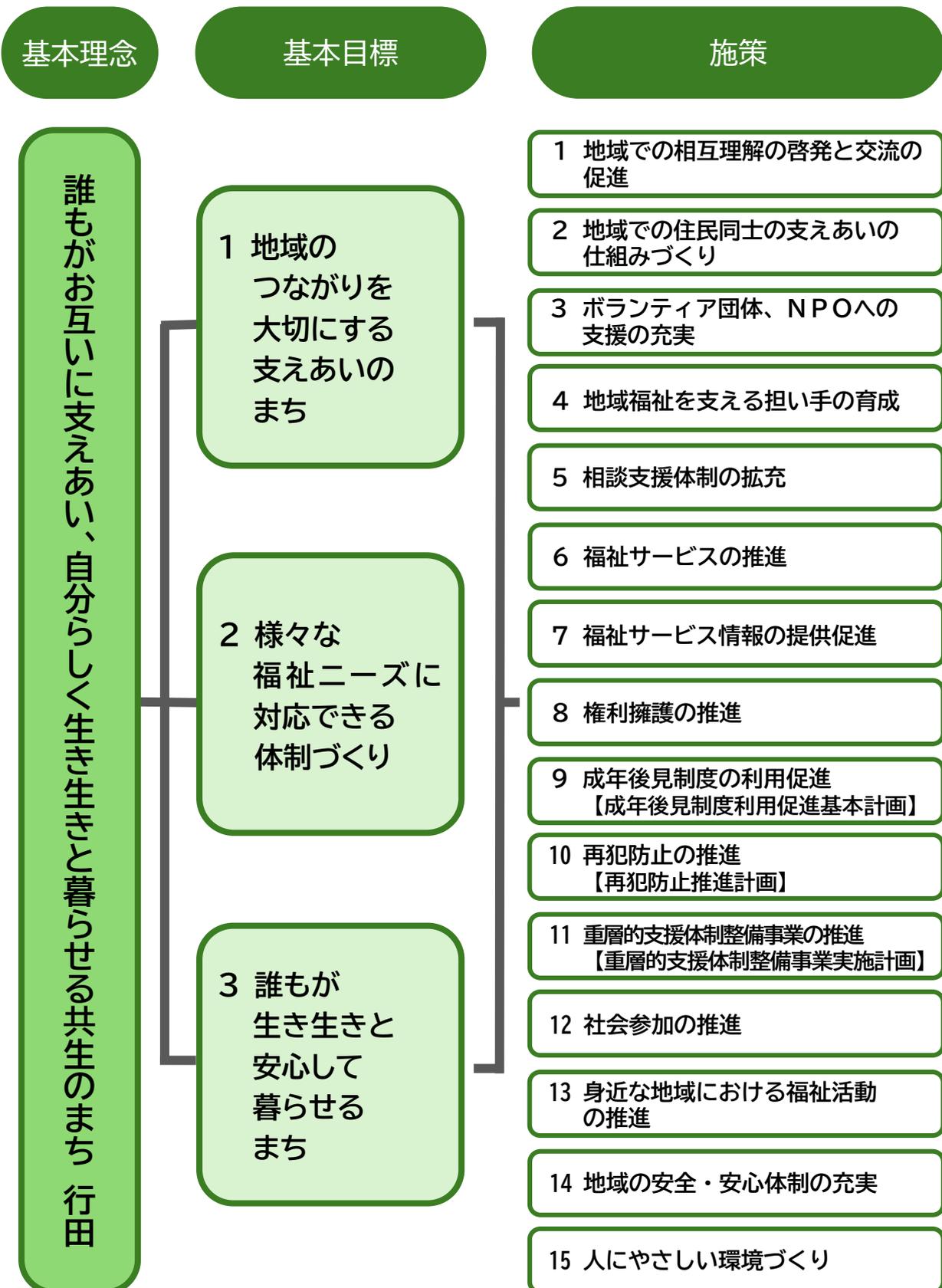
##### 基本目標2 様々な福祉ニーズに対応できる体制づくり

様々な課題を抱えて困っている人が、必要なときに必要な情報が得られ気軽に相談でき、必要な支援が受けられる体制づくりを進めます。

##### 基本目標3 誰もが生き生きと安心して暮らせるまち

地域の誰もが自分らしく生き生きと暮らせるよう、地域ぐるみで互いを理解し、思いやる心をはぐくみ、地域で活躍できる場や機会があるまちを目指します。

## 5 施策体系



## 6 施策の展開

### (1) 地域での相互理解の啓発と交流の促進

<b>市の施策と取組</b>
○地域コミュニティの再構築 ○地域ネットワークの確立 ○地域で開催されるイベントや交流事業への参加促進のための情報提供
<b>社会福祉協議会の施策と取組</b>
○住民同士の相互理解を深めるためのイベントの開催、支援 ○自発的な交流の場、仲間づくりの場の創出及び支援

### (2) 地域での住民同士の支えあいの仕組みづくり

<b>市の施策と取組</b>
○地域の見守り活動の充実 ○いきいき・元気サポーターの育成・活動支援 ○ファミリー・サポート・センター事業 ○地域安心ネットワーク協定*の促進 ○自治会、民生委員・児童委員、地域支援者などの活動及び市、社会福祉協議会の連携体制の充実 ○地域住民が情報や意見交換ができる場の情報提供 ○地域生活課題の共有・周知の促進
<b>社会福祉協議会の施策と取組</b>
○地域の主体性や自主性を大切にした支えあいの仕組みづくりを支援 ○地域内の住民同士による福祉活動の充実

\*地域安心ネットワーク協定：高齢者や障がい者等、市民が住み慣れた地域で安心して生活することができるよう市が事業所とともにネットワークをつくり、日常的な見守りを強化して、孤立死、虐待等の発生を未然に防ぐことを目的とした協定。

### (3) ボランティア団体、NPOへの支援の充実

<b>市の施策と取組</b>
○市民公益活動*の活性化 ○当事者組織による地域福祉活動の支援 ○福祉団体、市民団体、ボランティア団体やNPO法人などの各種団体活動の支援
<b>社会福祉協議会の施策と取組</b>
○ボランティアセンターの運営及び機能を強化 ○市民が気軽にボランティア活動を始められるきっかけづくりの支援 ○他分野との協働によるボランティア活動の充実

\*市民公益活動：①市民による自主的な活動であること、②非営利であること、③本市を基盤とした活動であること、④市民の利益や社会全般の利益を図る活動であること、⑤宗教や政治を目的とする活動ではないこと、⑥社会秩序を乱したり市民生活に脅威を与える活動ではないこと、以上の条件を満たす活動。

### (4) 地域福祉を支える担い手の育成

<b>市の施策と取組</b>
○地域活動への意欲を持った人材の発掘及び育成 ○地域支援者向けの研修会を開催 ○担い手育成のための生涯学習や社会教育など誰でも気軽に参加できる事業の充実
<b>社会福祉協議会の施策と取組</b>
○新たな地域福祉の担い手の育成・支援 ○地域づくりや生活支援を行う担い手の受け皿づくり

## (5) 相談支援体制の拡充

<b>市の施策と取組</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○どこの窓口でも丸ごと受け止め支援につなげる相談支援体制づくり</li> <li>○相談体制の強化のため、保健医療福祉の関係者、関係機関との連携ネットワークの充実</li> <li>○虐待・DV※相談への対応</li> </ul>
<b>社会福祉協議会の施策と取組</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○様々な相談窓口と連携した総合的な支援</li> <li>○幅広い相談に対応できる体制づくり</li> <li>○相談者に寄り添った支援</li> <li>○コミュニティソーシャルワーク※機能の充実</li> </ul>
<p>※DV:ドメスティックバイオレンス(domestic violence)の略で、配偶者または事実婚のパートナーなど親密な関係にある男女間における暴力のこと。</p> <p>※コミュニティソーシャルワーク:地域において生活上の課題を抱える個人や家族に対する個別支援と、それらの人々が暮らす生活環境の整備や地域住民の組織化などの地域支援をチームアプローチによって総合的に展開すること。</p>

## (6) 福祉サービスの推進

<b>市の施策と取組</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○高齢者福祉サービスや介護保険サービスの充実</li> <li>○課題に応じた障がい者福祉サービスの充実</li> <li>○子育て支援サービスの充実</li> <li>○新たな福祉課題に対応できるサービス基盤の整備</li> <li>○健康寿命の延伸に役立つ情報提供及びその人に合った健康増進活動の総合的な支援の推進</li> <li>○サービス事業所等による自己評価や第三者による評価制度の推進</li> <li>○インフォーマルサービス※の充実</li> <li>○生活困窮者自立支援事業の充実</li> </ul>
<b>社会福祉協議会の施策と取組</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○インフォーマルサービスの充実</li> <li>○生活困窮者自立支援事業の充実</li> </ul>
<p>※インフォーマルサービス:自治体や専門機関など、フォーマル(正式)な制度に基づき提供される支援ではなく、地域やボランティアなどによる制度に基づかない非公式な支援。</p>

## (7) 福祉サービス情報の提供促進

<b>市の施策と取組</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○福祉サービスに関する情報発信</li> </ul>
<b>社会福祉協議会の施策と取組</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○身近な相談支援のネットワークを活用したサービス利用の促進</li> <li>○地区担当制の実施</li> <li>○広報等による情報発信の充実</li> </ul>

## (8) 権利擁護の推進

<b>市の施策と取組</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○虐待防止体制の充実</li> <li>○新しい認知症観やDVなどへの理解を進めるための啓発</li> <li>○家庭、学校、地域などの場での福祉教育の積極的な取組</li> </ul>
<b>社会福祉協議会の施策と取組</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○関係機関との連携による対象者の早期発見</li> </ul>



## (9)成年後見制度の利用促進 【成年後見制度利用促進基本計画】

### 計画の趣旨

認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で、財産管理や身上保護(介護・福祉サービスの利用契約や施設入所・入院の契約締結、履行状況の確認等)などの法律行為をひとりで行うことが難しい場合があります。

また、自分に不利益な契約であることがよくわからないまま契約を結んでしまい、悪質商法の被害に遭うおそれもあります。

成年後見制度は、ひとりで決めることに不安のある方々を法的に保護し、本人の意思を尊重した支援(意思決定支援)を行うものです。

平成28年「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行され、平成29年に国は「成年後見制度利用促進基本計画」を策定し、令和4年に第二期計画を策定しました。こうした状況を踏まえ、本市では、成年後見制度利用促進のため、「行田市成年後見制度利用促進計画」を策定します。

#### 市の施策と取組

- 成年後見制度利用支援事業の利用促進(中核機関の早期設置と運営、関係団体との利用促進の協議、広報及び相談支援体制の整備、市長申立てによる利用促進、制度利用の普及啓発)
- 任意後見制度の利用促進

#### 社会福祉協議会の施策と取組

- 法人後見事業の利用促進
- 権利擁護に関わる新たなサービスの検討
- あんしんサポートねっと※(福祉サービス利用援助事業)の実施
- 成年後見センターの設置検討と運営
- 市民後見人養成講座の開催

※あんしんサポートねっと:判断能力の不十分な高齢者や知的障がい・精神障がいのある方などが安心して生活が送れるように、定期的に訪問し、福祉サービスの利用や暮らしに必要なお金の出し入れのお手伝いを行う。

## (10)再犯防止の推進 【再犯防止推進計画】

### 計画の趣旨

犯罪をした人たちには、安定した仕事や住居がない人、薬物やアルコール等への依存のある人、高齢で身寄りがない人など地域社会で生活する上で立ち直りに困難を抱えている人が多く存在します。こうした人が再び犯罪をすることを防ぐためには、社会に復帰した後、生活の安定が図られるよう、それぞれが抱える課題に応じた「息の長い」支援を国、地方公共団体、民間の団体等が連携協力して行うことが重要です。

犯罪をした人たちが地域社会の一員として円滑に社会復帰し、また、市民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会を実現するため、「行田市再犯防止推進計画」を策定します。

#### 市の施策と取組

- 更生保護の理解促進
- 更生保護活動の支援
- 社会を明るくする運動の推進
- 生活困窮者の自立相談支援事業の活用
- 再犯防止や非行などの相談機能の充実

#### 社会福祉協議会の施策と取組

- 生活困窮者自立支援事業の実施

## (11)重層的支援体制整備事業の推進 【重層的支援体制整備事業実施計画】

### 計画の趣旨

近年、高齢の親と働いていない独身の50代の子とが同居している世帯の「8050問題」や育児と介護の「ダブルケア」、本来は大人が担うと想定される家事や家族の世話などを日常的に行う「ヤングケアラー」など、一つの世帯に複数の課題が存在し、高齢者、障がい者、子ども、生活困窮者といった、分野別の支援では対応が難しいケースが増えてきています。複雑化・複合化した課題を解決する一つの手法として、令和2(2020)年の社会福祉法改正で創設されたのが、重層的支援体制整備事業です。

### 重層的支援体制整備事業について

重層的支援体制整備事業では、地域住民の複雑化・複合化した課題に対応するため、以下の3つの支援とそれぞれに位置づけられた個別の事業を一体的に実施します。

#### 1 相談支援

本人や世帯の属性や世代、相談内容にかかわらず世帯を丸ごと受け止める相談支援

(1) 包括的相談支援事業 (2) 多機関協働事業 (3) アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

#### 2 参加支援

本人や世帯のニーズや状態に合わせ、地域の社会資源を生かしながら、就労支援、居住支援などを提供することで社会とのつながりを回復する支援

・ 参加支援事業

#### 3 地域づくりに向けた支援

地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の機会と役割を生み出す支援

・ 地域づくり事業

### 市の施策と取組

○包括的相談支援事業(相談者の世代や属性を問わず包括的に相談を受け止める。)

○多機関協働事業(複雑化・複合化した支援ニーズに、制度や分野を超えて多機関が協働して支援する。状況に応じ、「重層的支援会議※」及び「支援会議※」を開催し、情報の共有や支援の方向性の整理、支援プラン作成、支援関係機関の役割分担などを実施する。)

○アウトリーチ等を通じた継続的支援事業(必要な支援が届いていない地域住民、世帯を訪問し、福祉サービスの情報提供など、包括的かつ継続的な支援を推進する。)

○参加支援事業(集いの場や就労支援など、課題を抱える個人のニーズや状態に応じた社会とのつながりをつくる支援を行う。)

○地域づくり事業(既存の地域づくりに関する取組を生かしながら、必要がある場合には世代や属性を超えて交流できる場や居場所を確保し、共助の基盤づくりを進める。)

※重層的支援会議:本人から同意を得られているケースについて、多機関協働事業や参加支援事業、アウトリーチ等による継続的支援事業のプラン(個別支援計画)の策定、支援の終結・中断等について協議・決定を行う会議。

※支援会議:複雑化・複合化した課題等があり支援が必要である(と思われる)にもかかわらず、本人から同意が得られないために支援体制の整備が進まないケース等について、早期の支援体制の検討等を行う会議。会議の構成員に対する守秘義務を設け、必要な支援体制の検討を行う。



## (12)社会参加の推進

<b>市の施策と取組</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○高齢者が地域社会で活躍できる場の確保</li> <li>○ファミリー・サポート・センター事業の推進及び情報提供</li> <li>○地域における子育ての支援 ○障がい者の交流の場の創出</li> <li>○北埼玉障がい者生活支援センターの利用促進やピアカウンセリング※の実施及び情報提供</li> <li>○障がい者の就労支援施策の充実 ○ひきこもり状態の人や孤立している人への支援</li> <li>○地域活動支援センター事業(身体障がい者デイサービス)の推進</li> </ul>
<b>社会福祉協議会の施策と取組</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域活動への参加意識の醸成 ○発達に心配や障がいを持つ未就学児への支援の充実</li> <li>○地域活動の発表の場づくり ○介護予防に関する普及啓発</li> </ul>

※ピアカウンセリング:障がい者などが自らの体験に基づいて同じ障がい者などの相談に応じ、問題解決を図ること。

## (13)身近な地域における福祉活動の推進

<b>市の施策と取組</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○自治会等の活動を支援 ○各地区支援者の活動を支援 ○福祉活動の推進に向けた取組</li> </ul>
<b>社会福祉協議会の施策と取組</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○小地域福祉活動の支援 ○地域の要援護者を支援する仕組みづくり</li> <li>○支えあいの地域づくりの推進 ○気軽に集える場・通いの場の創出・支援</li> </ul>

## (14)地域の安全・安心体制の充実

<b>市の施策と取組</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域包括ケアシステムの推進 ○地域で見守る体制づくり ○自主防災組織の運営に関する支援</li> <li>○「避難行動要支援者名簿」の作成と「支えあいマップ」との連動</li> <li>○避難行動支援の取組についての周知 ○個人情報の保護についての啓発</li> </ul>
<b>社会福祉協議会の施策と取組</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○災害時支援と防災意識の向上の促進 ○災害ボランティアの育成・支援</li> <li>○災害ボランティアセンターの円滑な運営 ○災害時の組織的な支援</li> <li>○職員の災害時行動に関する研修</li> </ul>

## (15)人にやさしい環境づくり

<b>市の施策と取組</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○合理的配慮※の提供の推進 ○外出しやすいまちづくりの促進 ○外出支援サービスの充実</li> <li>○高齢者や障がい者への理解を進める機会づくりの推進 ○生涯学習活動の促進</li> <li>○インクルーシブ教育※・インクルーシブ教育システムの推進</li> </ul>
<b>社会福祉協議会の施策と取組</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○外出、買い物支援の充実 ○福祉教育の充実</li> </ul>

※合理的配慮:障がい者が日常生活や社会生活において受ける制限をもたらす原因となる社会的な障壁を取り除くため、個々の障がい者に対して、社会的障壁の除去を必要とする旨の意思の表明があった場合において、個別の状況に応じて講じられるべき措置。

※インクルーシブ教育:障がいのある人が精神的及び身体的な能力などを最大限度まで発達させ、自由な社会に参加することを可能とするための、障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶ仕組みで、障がいのある者が教育制度一般から排除されず、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供されることなどを必要としている。

## 7 地区における取組の方向性

アンケート調査だけでは見えない、支援を必要としている住民・当事者の生活ニーズ・福祉課題を発見・共有するため、地域住民同士の話し合いの場である「ささえあいミーティング」を市内15地区で開催しました。



### 15地区の取組の方向性

市全体における共通する主な課題と解決のための取組のまとめは以下のとおりです。

地域の主な課題	解決するための取組(できること)
住民同士の交流や若い世代との世代間の交流の場が少ない。	声掛けやあいさつに加えて会話を心がけていく。また様々な世代が参加できるイベントを開催し、移動販売停留場所を活用した交流の場づくりを進めていく。
地域活動の担い手不足	防災活動など若い世代が参加しやすいイベントを増やし、地域活動の担い手として育成していく。
地域の情報が共有できず、災害時の対応や避難行動に不安を感じている。	支えあいマップ等を活用して、地域の情報を整理し、防災や防犯の取組を強化していく。
買い物や通院に不便を感じている。	乗り合いで買い物に行くなど助け合いを進めていく。

また、各地区における課題解決のための取組の方向性は以下のとおりです。

#### 【忍地区】

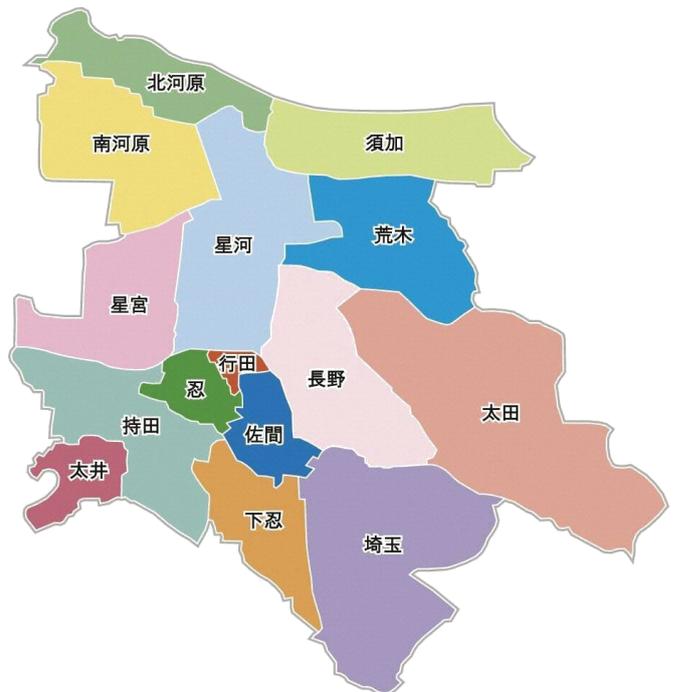
- ▶ 今あるつながりを維持しながら、若い世代も参加しやすい環境づくりを進める。
- ▶ 小さなつながりの場をつくり、隣近所のつながりを強化していく。
- ▶ 気軽に声を掛け合える地域にする。(民生委員や自治会長に言える関係づくり)
- ▶ 支えあいマップで情報を共有し、防災の取組にも活用していく。

#### 【行田地区】

- ▶ 支えあいマップづくりを継続し、安全安心な地域づくりを進めていく。
- ▶ 複数の自治会合同の行事を企画して人との交流を増やしていく。
- ▶ 男性の参加や高齢者と子どもなど幅広い交流の場づくりを進めていく。
- ▶ 空き家を活用した居場所づくりを検討していく。
- ▶ 交流の場や居場所づくりにより、顔の見える関係や若い世代が参加する地域づくりをしていく。

#### 【佐間地区】

- ▶ あいさつを通して、日頃からの近所づきあいを深める。
- ▶ スポーツのイベント等で、多世代の交流を図っていく。
- ▶ 安否確認を兼ね、ごみ出しなど、近所の助け合いで行う。
- ▶ 災害時のサポート体制を具体化するために、支えあいマップづくりを継続する。
- ▶ 地域内の企業などと連携・協力して、一時的な避難場所を確保する。



#### 【持田地区】

- ▶ 顔の見えるオープンな地域をつくっていく。
- ▶ 近所同士で気かけ合い、自然に助け合えるような地域とする。
- ▶ 地域のイベントなどを通し、子どもから高齢者まで皆が交流できるようにする。
- ▶ 現在ある交流を継続し、さらに交流の場を増やす。
- ▶ イベントの企画や開催は、負担を少なく実施する。

### 【星河地区】

- ▶ 児童会などと連携して、地域活動に若い世代が出やすいように工夫する。
- ▶ 世代間交流の場やイベントを設ける。
- ▶ 災害時を想定し、支えあいマップを活用して地域の状況把握に努める。
- ▶ 近隣で乗り合いして買い物に行くなどの助け合いはあるので、安全や保障などの面で制度のフォローがあればよい。
- ▶ 地域のつながりを生かして、高齢者が使えるサービスの情報共有をしていく。

### 【長野地区】

- ▶ ひとり暮らしの方が増えているため、近所の方が気かけ、「助けて」と気軽に言えるよう、普段から交流する。
- ▶ 青年部や子ども会と自治会で、世代を超えて参加できる催しを実施する。
- ▶ 開催が負担にならないような、小さな集まりや交流を増やす。
- ▶ 支えあいマップを活用して、情報共有と助け合いの体制づくりを行う。

### 【荒木地区】

- ▶ 若い世代も参加できる多世代交流イベントを行い、顔の見える地域づくりを進める。
- ▶ 防災の取組を強化し、安心の地域づくりを進める。
- ▶ 支えあいマップを活用し、地域の状況を定期的に把握する。
- ▶ 地域の関係者と連携し、買い物等の課題解決に向けた工夫を検討する。

### 【須加地区】

- ▶ 地域状況の把握のため、支えあいマップづくりを継続していく。
- ▶ 郷土芸能や運動会などの行事の際に、若い世代の地域活動参加を促していく。
- ▶ 必要な方に対して、必要な情報提供を行っていく。
- ▶ いきいきサロンの再開を目指す。

### 【北河原地区】

- ▶ 普段より小さいコミュニケーションの積み重ねにより、交流を深めていく。
- ▶ 高齢者の見守り体制の構築のため、支えあいマップを活用する。
- ▶ 担い手の育成や発掘を図っていく。
- ▶ 各個人が地域に目を向けるように、努めていく。
- ▶ 子どもが参加できるイベントや多世代が参加しやすいイベントを工夫して実施する。

### 【埼玉地区】

- ▶ 今ある地域のつながりを継続しつつ、顔の見える関係を広げていく。
- ▶ お互いに困りごとを言い合える関係を築く。
- ▶ 気軽に集える交流の場を作っていく。
- ▶ 支えあいマップづくりを継続していく。

### 【星宮地区】

- ▶ 支えあいマップを継続して活用、要支援者の避難誘導等の訓練にも活用していく。
- ▶ ご近所同士のつながりを強化するため、声掛けや回覧板手渡しなどできるだけ意識して会話をしていく。
- ▶ 現在のイベントは継続しながら、世代間交流できるように工夫していく。
- ▶ 自治会同士連携し、合同でイベントを開催することで、多くの人の交流の場をつくっていく。

### 【太井地区】

- ▶ 隣近所と声を掛け合い、いつまでも安心して暮らせる地域を目指す。
- ▶ 地域住民が気軽に参加できるイベントを開催し交流の機会を増やしていく。
- ▶ 防犯活動に若い世代も参加してもらい、安全安心なまちにしていく。
- ▶ 専門的な知識や技術のある方を共有し地域活動に活用していく。

### 【下忍地区】

- ▶ 普段からのあいさつやコミュニケーションを大事にしていく。
- ▶ 定期的な防災訓練の実施により、防災意識の向上を図っていく。
- ▶ 支援が必要な人に、必要な情報提供を行う。
- ▶ イベントは、子どもが参加しやすいように工夫する。

### 【太田地区】

- ▶ 若い人や親子で参加しやすいイベントを企画して、交流の機会を増やしていく。
- ▶ ごみ出し分別等、自治会ルールのマニュアル作成をする。
- ▶ 外国人との交流イベントを開催する。
- ▶ 集会所を開放して、交流の場を設ける。

### 【南河原地区】

- ▶ 男性が参加しやすい企画を実施していく。
- ▶ 外国籍の人に母国料理など教えてもらえる機会をつくる。
- ▶ いきいきサロンなど、人との交流の場を維持していく。

※各地区の主な課題は、計画本編の(p.95～110)をご確認ください。

## 8 計画の推進

本計画で掲げた基本理念を実現するために、市、社会福祉協議会、市民、地域がそれぞれの役割を認識し、課題を共有した上で互いに協力しながら取り組み、地域住民を主体とする地域福祉活動を推進します。

また、毎年度、取組状況の進行と評価を行うために、公募市民や福祉団体等を構成メンバーとする「地域福祉推進計画評価委員会」において、進行管理を行います。

### 市の役割

市は、多様化・複雑化する福祉課題に柔軟に対応するため、全庁的な体制を整え、横断的な視点で施策を推進します。また、地域福祉に関わる関係機関や団体などとの連携を強化します。

地域福祉への市民の参画を促すために、参加の機会提供の充実に努めるとともに、情報提供の充実を図り、地域で安心して暮らせる社会づくりの整備に努めます。

加えて、「こども基本法」に沿って、子ども・若者の意見を聴きながら、地域づくりに取り組みます。

### 社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会は、地域福祉の推進の中核を担う組織として自治会をはじめとする地域福祉活動の協力者と積極的に交流します。

地域福祉を支えるボランティアの活動支援や新たな人材発掘と育成、住民が必要としている情報を収集・発信する情報拠点づくりなど、社会福祉協議会が持つ専門的な知識と多様な団体・機関と協働できる特性を生かした事業展開を進めます。

### 市民の役割

自らが支える立場にもあることを自覚し、声掛けや手伝いなど、身近で取り組める小さなことから始めていくことが期待されます。

また、地域福祉の担い手として、地域の集まりや活動、支え合いに役立つ研修や講座等に積極的に参加することが望まれます。

### 地域の役割

自治会や各団体は、市民への積極的な情報発信を行うとともに交流を深め、市や社会福祉協議会との連携を強化することによって、活躍したい人が生かされる環境を整えることが望まれます。

### 支えあいネットワークづくり

急速に進展する高齢社会や、一人ひとりが抱える課題が多様化・複雑化・複合化する社会において、支援を必要とする人に対して漏れのない対応をしていくため、見守り体制の構築と地域における課題の解決を目指します。

※詳細の計画は、行田市のホームページをご覧ください(「行田市 地域福祉」で検索)

(URL:[https://www.city.gyoda.lg.jp/iryoku\\_kenko\\_fukushi/chiki\\_fukushi/index.html](https://www.city.gyoda.lg.jp/iryoku_kenko_fukushi/chiki_fukushi/index.html))

## 行田市地域福祉推進計画【概要版】 令和7年3月

行田市健康福祉部地域共生社会推進課 〒361-8601 埼玉県行田市本丸2-5 TEL:048-556-1111 (代表)  
社会福祉法人行田市社会福祉協議会 〒361-0002 埼玉県行田市大字酒巻1737-1 TEL:048-557-5400